



義務教育に係る国による財源確保と、35人以下学級の着実な実施・進行をはかり、教育の機会均等と水準の維持・向上並びにゆきとどいた教育の保障を求める意見書

現在、義務教育に求められているものは、子どもたち一人ひとりにゆきとどいた教育が行われることであり、このことは、保護者、地域住民、教職員共通の願いである。そのためには国における教育予算等の条件整備が不可欠である。

義務教育費国庫負担制度は、全国どこの自治体でも、すべての子どもたちが等しく義務教育を受けられるよう1953年度（昭和28年度）に制度化され、義務教育諸学校等に勤務する教員、学校事務職員、学校栄養職員の給与費等を国庫負担対象にすることを定めてきた。この制度は、教育の機会均等とその水準の維持・向上を図る制度として、現行義務教育制度の重要な根幹をなしており、中央教育審議会答申においても、教職員給与費の「優れた保障方法」として、今後も維持されるべきとしている。義務教育教科書無償制度も我が国の義務教育の根幹として定着している。

また、少人数学習や少人数学級の実施は、子どもたち一人ひとりにきめ細かな指導ができることから、保護者や子どもたちの願い、時代のニーズに応えるものである。授業時数や指導内容が増加する中、学校現場では児童・生徒指導に加え、障がいのある子どもたちや日本語指導などを必要とする子どもたちへの対応も課題となっており、いじめや不登校等の問題も深刻化している。これら諸課題・諸問題の解決にむけて、35人以下学級の着実な実施・進行はきわめて重要な施策である。

以上のことから、2017年度（平成29年度）国家予算編成において、教育予算の大幅増額と義務教育費国庫負担制度を存続・拡充し、教育の機会均等を引き続き確保するとともに、教育水準の維持・向上を図るため、国においては、次の事項について実現されるよう強く要望する。

- 1 教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させること。また、学校事務職員・学校栄養職員をその対象から外さないこと。さらに、義務教育教科書無償制度を継続すること。
- 2 ゆきとどいた教育を実現するために、学級編成標準の見直しや教職員の定数改善、35人以下学級の着実な実施・進行など、教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月21日

内閣総理大臣・財務大臣・総務大臣・文部科学大臣 殿

神奈川県愛甲郡愛川町議会
議長 小島 総一郎